

八郎潟町

公共施設等個別施設計画

令和	4年3月	策定
令和	8年3月	改定

<目 次>

第1章 計画の概要

1 目的と位置づけ

- (1) 策定の目的 1
- (2) 計画の位置づけ 2

2 計画の基本事項

- (1) 対象施設 2
- (2) 計画期間 2

3 公共施設の長寿命化の方針

- (1) 使用目標年数 3
- (2) 予防保全 3
- (3) 維持管理 3
- (4) 事後保全による維持管理を行う施設 5
- (5) 更新等の優先順位 5
- (6) 事業費の平準化 5

第2章 施設分類ごとの方針（個別施設計画）

- (1) 町民文化系施設 6
- (2) 社会教育系施設 10
- (3) スポーツ・レクリエーション系施設 12
- (4) 学校教育系施設 16
- (5) 子育て支援施設 18
- (6) 保健・福祉施設 22
- (7) 行政系施設 25
- (8) 公営住宅 30
- (9) 公園 35
- (10) 供給処理施設 36
- (11) その他 38

第1章 計画の概要

1 目的と位置づけ

(1) 策定の目的

本町では、1960～70年代に社会資本整備のため多くの公共施設を集中的に建設しており、更新時期を迎えた施設の建て替えや大規模改修などの対応が必要となっており、小中併設校の学校給食調理場の建て替えと校舎の長寿命化改良工事、さらには役場庁舎の建て替えなど、財政基盤を健全に保ちながら、計画的で効果的な社会資本の整備に努めております。

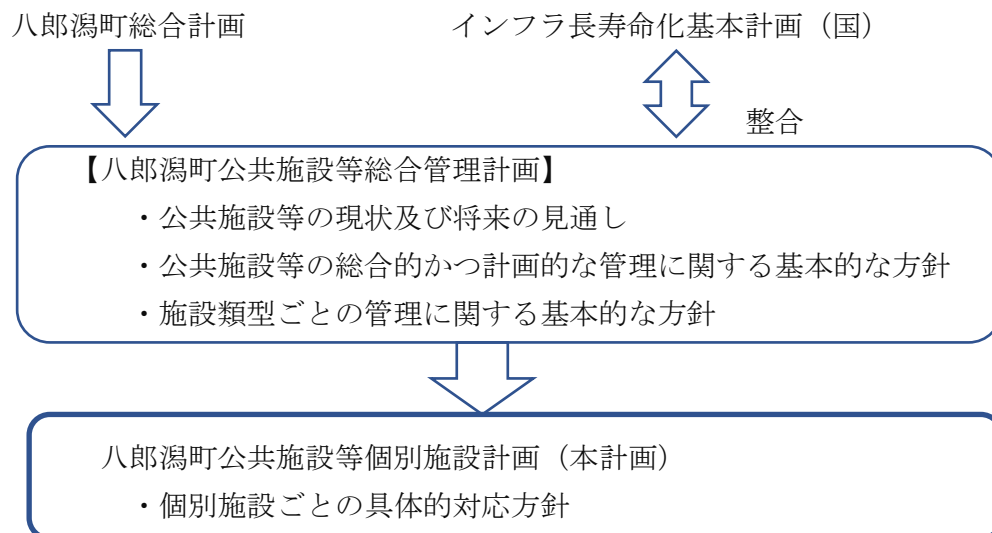
しかしながら、人口減少と少子高齢化の進行を背景に、歳入の減少と公共サービスの維持に係る財政負担の増加が見込まれており、本町の財政状況はさらに厳しさを増していくものと考えられます。

こうした中で、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定したうえで、「公共施設等総合管理計画の策定について」（平成26年4月25日付け総務通知）を発出し、全ての地方公共団体が中長期的な視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコストに配慮した公共施設等総合管理計画を策定することを求めています。これを受けて、本町では平成29年3月に「八郎潟町公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、令和4年3月の改訂を経て財政負担の軽減と平準化を目指して、保有する公共施設等の効率的な有効活用を図ってまいりました。

今般、国は、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等総合管理計画の記載事項を十分精査して簡素化を検討し、必要な措置を講ずるものとして「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（平成26年4月22日策定（令和4年4月1日改訂））の見直しを行っております。本町においては、これをふまえて、前計画を踏襲しつつ、より計画的で効果的な保全による施設の長寿命化の推進を目的に、八郎潟町公共施設等総合管理計画並びに八郎潟町公共施設等個別施設計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画として策定した公共施設等総合管理計画の目標や方針を実現するために、個別施設ごとの具体の対応方針（改築・改修・廃止・除却等）を定める個別施設計画として位置づけます。



2 計画の基本事項

(1) 対象施設

本計画の対象施設は、本町が保有する建築系公共施設とします。

ただし、企業会計施設（準企業会計を含む）及び総合管理計画に基づき長寿命化や維持管理・更新に係る計画を別途策定している施設を除きます。

(2) 計画期間

公共施設等総合管理計画が令和8年度から令和17年度であることから、整合を図るため、本個別施設計画もこれに準ずることとします。ただし、計画期間内に変更が必要となる場合は、適宜対応することとします。

3 公共施設の長寿命化の方針

(1) 使用目標年数

公共施設の大規模改修や長寿命化改良工事を実施するにあたり、計画的な管理の実施のために目標となる使用年数を設定します。この使用年数を工事実施時期のおおよその目安とします。

本町が設定する使用目標年数については、法定耐用年数に基づく耐用年数を超えて、日本建築学会出典の「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考に、を次のとおり設定します。

(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 60 年

(イ) 鉄骨造 60 年

(ウ) 木造 50 年

ただし、非木造建築物は、建築後 60 年を経過した時点で行う診断の結果、さらに使用が可能であれば長寿命化改良工事を行い、建築後 80 年まで長期に使用することを目標とします。

また、上記の使用目標年数に関わらず、公営住宅の使用目標年数については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画により定めるものとし、学校施設の使用目標年数については、八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）により定めるものとしします。

建物の寿命については、建物の構造や立地条件、気象条件、使用状況等により大きく左右されるため、一概に上記の使用目標年数まで建物の状態の維持が保証されるものではありませんが、適切な維持管理や修繕及び改修等の実施により、使用目標年数の延伸に努めるものとしします。

(2) 予防保全

建築物は、定期的な点検等による状況把握に基づき、適切な時期に修繕及び改修等を実施することにより、長期にわたる安全な使用が可能となります。

計画的、予防的な修繕などによる予防保全の推進には、故障や不具合の早期発見のため、日常点検や定期点検を適正に実施する必要があります。

予防保全を基本とした維持管理により、使用目標年数まで施設の機能を維持するよう努めるとともに、施設の長寿命化を計画的に実施し、安全性を確保しながらトータルコストの縮減を目指すものとしします。

(3) 維持管理

①修繕

点検結果等から劣化状況を把握し、修繕を計画的に実施することで、建物の性能や機能を維持するものとしします。

建築物の使用年数や安全性に影響する機能については、診断や点検の結果をもとに、機能停止の発生前に、劣化や不具合の状況に応じて早期に対応するものとしします。

＜想定される内容＞

【建 築】

- ・屋根等防水改修（シーリング打替等）
- ・屋根等塗装
- ・外壁改修（張替、塗装、シーリング打替等）

【設 備】

- ・電気設備、機械設備、給水設備の部分的な修繕、部品交換等

②大規模改修

予防保全の観点から、修繕に加えて建物の機能維持及び利用者の安全性確保のため、木造にあっては建築後 30 年、非木造にあっては建築後 30 年～40 年の間を目安とした大規模改修の実施を検討します。

また、大規模改修の実施にあたっては、各種補助制度を活用して町の財政負担の軽減を図ることとし、将来を見通した適正な規模並びに仕様で改修を計画するほか、省エネルギー化やユニバーサルデザインに配慮した改修を実施します。

なお、緊急の必要がある場合には、適宜、適切な対応を行うこととします。

＜想定される内容＞

【建 築】

- ・コンクリート躯体改修、天井改修、耐震補強
- ・屋根、外壁等の防水又は塗装の全面改修

【設 備】

- ・電気設備（受変電設備等）、機械設備（空調設備等）、給水設備の全体更新

③長寿命化に係る詳細診断等

非木造施設の建築後 60 年経過を目途に長寿命化を検討する際には、事前に建物の詳細な診断を行い、長寿命化改良工事により使用目標年数の延伸を図るか、建替えるべきかを判断するものとします。診断には、建築士等を有し、長寿命化のための専門的な診断が可能な業者を選定して棟ごとに劣化度判定を行い、ライフサイクルコストを考慮した効果的な長寿命化改良工事又は建替え等の改善方針を決定します。

また、その診断結果に応じて長寿命化改良工事又は建替えの設計を行います。なお、詳細診断及び設計は、長寿命化改良工事又は建替えの実施予定年度の前年度を目安に実施します。

④その他の修繕

不具合が生じてから対応しても、建築物の寿命、機能維持又は利用者の安全性に影響が少ない箇所については、劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて適宜対応します。

＜想定される内容＞

- ・建物の内装関係、外構修繕等

⑤工事履歴の整理

小破修理を含む修繕工事实績の履歴を管理する必要があります。

(4) 事後保全による維持管理を行う施設

本町における公共施設のうち、倉庫・車庫や駐輪場など簡易な建物については、修繕が最小限に抑えられており、これらの建物を全て長寿命化するのは財政面からも効率的ではありません。長寿命化すべき施設を絞り込むため、これらの施設については、事後保全の修繕又は更新のみを行うものとします。

(5) 更新等の優先順位

改修等又は更新の実施については、不特定多数の利用者があり防災面で拠点的作用を果たす施設を優先するとともに、修繕・改修履歴及び点検結果による施設の劣化状況等に応じて決定します。

(6) 事業費の平準化

限られた財源の中で改修等を実施するために、計画段階において同一年度に事業費が集中しないように実施時期を調整し、事業費の平準化を図ります。ただし、既に大規模改修の時期に到達している施設もあることから、築年数だけではなく、上記の優先順位を総合的に勘案したうえで、事業費の平準化を計画するものとします。

第2章 施設分類ごとの方針（個別施設計画）

（1）町民文科系施設

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地
1	青年婦人会館ロマンの里	296.72	H2	35	木造	教育課	大道 23-1
2	高岡コミュニテイセンター	437.23	S 54	46	木造	総務課	真坂字沢田 30-5
3	農村環境改善センター	1,410.54	H5	32	R C	教育課	大道 81-1
4	川崎地区農村集落多目的共同 利用施設	200.00	S 62	38	木造	産業課	川崎字高田 314
5	岡本下台地区地域公民館	64.87	H2	35	木造	総務課	小池字岡本下台 127-2
6	大道地域公民館	120.00	H11	26	木造	総務課	大道 88-1
7	上昼根集会所	82.81	H10	27	木造	建設水道課	家ノ後 153-19
8	真坂地区コミュニテイ施設	144.30	H14	23	木造	産業課	真坂字鳥屋崎 159
9	まちづくり活動センター	433.81	H29	8	木造	産業課	一日市 52
	計	3,190.28					

※ S：鉄骨 R C：鉄筋コンクリート S R C：鉄骨鉄筋コンクリート

1-1 青年婦人会館ロマンの里

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

老朽化が著しい「1-6 大道地域公民館」の機能を当施設に統合することについて、引き続き検討します。大規模改修を実施していませんが、当施設の需要は高いため、予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・外壁全体に目地部分のコーキング劣化及び剥離
- ・壁クロスの汚れ及び亀裂などの劣化

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明 L E D 化

R 15 年度：屋根塗装

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：1,626 千円

R 15 年度：3,000 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

1-2 高岡コミュニティセンター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

山間地域のコミュニティ施設として需要は高いですが、建築後 46 年と使用目標年数に近い年数を経過しているため、今後大規模改修を予定しません。予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・東側外壁の分電盤に配管取付け不良
- ・壁クロスの破損

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明 L E D 化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：1,063 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします

1-3 農村環境改善センター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

役場庁舎と隣接する町文化施設で、町内外を問わず需要が高く、R8 年度に大規模改修を実施します。大規模改修実施後も継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、長寿命化を図ります。

②施設の状態

- ・モルタル系外壁及びサッシ廻り全体にひび割れや剥離等
- ・ルーフドレン管腐食が原因の排水不良による雨漏り
- ・外構フェンスの老朽化
- ・正面玄関の段差解消が必要

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：外壁及びサッシ廻りのシーリング等改修、ルーフドレン管改修、L E D 照明器具更新、外壁フェンス改修、正面玄関の全面スロープ化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：132,845 千円

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

1-4 川崎地区農村集落多目的共同利用施設

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

地区に唯一の集会施設として需要は高いですが、建築後相当年数を経過していることに鑑み、本計画期間中に大規模改修の要否を総合的に検討するとともに、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：照明 L E D 化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：1,716 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

1-5 岡本下台地区地域公民館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

地区に唯一の集会施設として需要は高いですが、建築後相当年数を経過していることに鑑み、本計画期間中に大規模改修の要否を総合的に検討するとともに、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

R 9年度以降：照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9年度以降：660 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

1-6 大道地域公民館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

「1-1 青年婦人会館ロマンの里」に機能を統合して当施設を廃止することについて、本計画期間中に検討します。

地区に唯一の集会施設として需要が高いうえ、築年数に比して劣化が著しいという状況ではありますが、大規模改修等を行わず、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・外壁の一部にへこみ及び剥離
- ・洋室床材フローリングに広範囲なへこみ及びきしみ

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建物としては建築後 50 年まで使用することを目標としますが、他施設への統合を検討します。

1-7 上昼根集会所

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

地区に唯一の集会施設として需要は高いですが、建築後相当年数を経過しており、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

修繕及び改修等の実施に係る計画等については、下に示すほか、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画において決定します。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

R 9年度：照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9年度：550 千円

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

1-8 真坂地区コミュニティ施設

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

地区に唯一の集会施設として当施設の需要は高いため、本計画期間中に大規模改修の必要性を判断するものとし、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

たたみ全体の毛羽立ち

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明LED化

R 9 年度以降：たたみの全体的な表替え

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：1,320 千円

R 9 年度以降：300 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

1-9 まちづくり活動センター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

NPO 法人が中心となり商店街の活性化やまちづくり活動の効果促進に寄与する拠点施設であり、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。本計画期間中に屋根塗装の実施時期を検討するものとします。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

(2) 社会教育系施設

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
1	えきまえ交流館	1,997.00	H26	11	木造	教育課	中田 67-4
2	八郎潟展示館	316.60	H3	34	木造	産業課	川口 531-1
3	郷土芸能会館	162.31	H27	10	木造	産業課	家ノ後 2-1
4	地域史料館	218.40	H7	30	R C	教育課	浦大町字天道田 100-1
5	小池板碑群保護施設	63.77	H30	7	木造	教育課	小池字萱戸家地内
	計	2,758.08					

※S：鉄骨 R C：鉄筋コンクリート S R C：鉄骨鉄筋コンクリート

2-1 えきまえ交流館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

J R 八郎潟駅前に立地する複合施設で、町内外の多くの利用者から親しまれています。
予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・屋上パラペットの笠木目地の劣化
- ・西側外壁腰壁の劣化
- ・東側外壁木部格子部分及び軒天上の塗装が剥離
- ・ホールスチールドアに錆
- ・正面玄関アプローチのタイルが一部破損

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：屋上パラペットの笠木目地のシール張替え、西側外壁腰壁の補修、
東側外壁木部格子部分及び軒天上の塗装、ホールスチールドアの塗装

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：総額 7,600 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

2-2 八郎潟展示館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

当初目的である観光拠点施設としての機能は終了しており、施設を転用して N P O 法人に事務所として貸付けを行っていますが、大規模改修等は行わず、本計画期間中に除却について検討します。

検討期間中は、事後保全に柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・玄関スロープコンクリート壁に亀裂
- ・内装の床フローリングに塗装の剥離
- ・天井に複数か所の汚れ等の劣化

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建物としては建築後 50 年まで使用することを目標としますが、除却等を検討します。

2-3 郷土芸能会館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

地域の郷土芸能に使用する道具や衣装のほか、山車等保存しており、郷土芸能の伝承に必要な施設として需要は高いため、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：照明 LED 化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：1,452 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

2-4 地域史料館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

築 20 年経過時点で集落排水処理施設を大規模に改築して史料館とした施設で、地域の史跡案内を行う NPO 法人の取組みにより観光誘客にも効果があり、需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、長寿命化を図ります。

また、前回改修後 20 年を経過する R16 年度を目途に、再度の大規模改修の必要性について検討します。

②施設の状態

- ・屋根に苔が発生
- ・展示室のスポットライト不良

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

長寿命化改修工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

2-5 小池板碑群保護施設

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

町指定文化財を風雨から守る目的で、内部に設備機器がない施設であり、大規模改修等を行わず、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地
1	町民体育館	1,722.00	S53	47	S	教育課	夜叉袋字中羽立 1-1
2	第二町民体育館	933.00	S51	49	S	教育課	大道 111
3	高岡コミュニテイ体育館	499.41	H1	36	木造	総務課	真坂字沢田 30
4	中羽立公園弁天球場	665.30	S54	46	R C	教育課	夜叉袋字中羽立 1
5	中羽立公園管理棟	266.00	S57	43	木造	教育課	夜叉袋字中羽立 1-1
6	アスリートメモリアルセンター	656.74	H2	35	R C S R C	教育課	夜叉袋字中羽立 1-1
7	弓道場	215.30	H2	35	木造	教育課	家ノ後 27-2
8	艇庫	58.86	H1	36	木造	教育課	イカリ地先官有地
9	B & G 海洋センター (プール)	875.00	S61	39	S	教育課	夜叉袋字大嶋田 23
10	B & G 海洋センター (更衣室)	131.39	S61	39	R C	教育課	夜叉袋字大嶋田 23
	計	6,023.00					

※ S : 鉄骨 R C : 鉄筋コンクリート S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート

3-1 町民体育館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

本町の中心的なスポーツ拠点施設として年間をとおして多くの利用があり、需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、長寿命化を図ります。長寿命化計画は、中羽立公園の各施設について一体的に策定するものとして、R8 年度に計画策定業務を委託します。

②施設の状態

- ・屋根軒先の鉄板部分に腐食
- ・鉄扉の塗装に部分的な剥離
- ・アリーナの腰壁及び巾木に部分的な劣化

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明 L E D 化、中羽立公園施設長寿命化計画策定業務委託

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：総額 18,898 千円（計画策定業務委託料 9,658 千円を含む）

⑤使用目標年数

R8 年度中に策定を予定する中羽立公園施設長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

3-2 第二町民体育館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

スポーツ少年団をはじめ、町民体育館と同様に多くの利用があり、需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、長寿命化を図ります。R18 年度には長寿命化改良工事を実施する予定となるため、本計画期間中に必要な診断の実施と設計等の方針について、検討を進める必要があります。

②施設の状態

- ・外壁東面にサイディング及び塗装部分の劣化
- ・外壁及び軒裏の多くの部分に錆
- ・アリーナの壁に汚れや破損
- ・天井から部分的・少量の漏水

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

長寿命化改修工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

3-3 高岡コミュニティ体育館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

スポーツ少年団をはじめ多くの利用がありますが、劣化や損耗が著しく、長期の使用に困難があるため、施設の廃止を含めて検討します。施設利用において安全性に問題がある場合には、事後保全を中心に対応します。

②施設の状態

- ・屋根全体に葺替えを要する著しい錆
- ・外壁サイディングに著しい劣化
- ・外壁サッシ廻りのシーリングに亀裂等劣化
- ・内装建具の開閉時にがたつき
- ・床フローリング材に腐食
- ・内壁に傷及び汚れ

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明 LED 化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：1,063 千円

⑤使用目標年数

建物としては建築後 50 年まで使用することを目標としますが、除却等を検討します。

3-4 中羽立公園弁天球場

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

軟式、硬式を問わず、全年代の野球の練習や試合で多くの利用があり、需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、長寿命化を図ります。長寿命化計画は、中羽立公園の各施設について一体的に策定するものとして、R8 年度に計画策定業務を委託します。

②施設の状態

- ・観覧席土間の亀裂から複数か所に漏水
- ・観覧席入り口及び両サイド球場入り口の錠前機構に作動不良
- ・外壁コンクリートの広範囲に亀裂、白華及び剥がれ
- ・内装全体に汚れ及び亀裂
- ・各室及び球場内両ベンチ天井に漏水等による汚れ及び破損
- ・球場内排水路に著しい詰まり
- ・内野防球フェンスに複数か所の破損及び劣化
- ・右翼側外野出入口の扉体が脱落により使用不能
- ・球場内土壌に著しい不陸
- ・バックスクリーン得点板の各所に著しい錆及び腐食
- ・球場敷地外周のネットフェンスに著しい錆、腐食及び変形

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：内野防球フェンス及び外野出入口修繕、排水路清掃業務委託、内野土壌保守委託（隔年実施）、（再掲）中羽立公園施設長寿命化計画策定業務委託

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：総額 935 千円（計画策定業務委託料 9,658 千円を除く）

⑤使用目標年数

R8 年度中に策定を予定する中羽立公園施設長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

3-5 中羽立公園管理棟

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

中羽立公園内の各施設とともに多くの利用があり、需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。R8 年度中に策定を予定する中羽立公園施設長寿命化計画に当施設を含み、公園の各施設を一体的に管理するものとします。

②施設の状態

- ・外壁モルタル部分に亀裂

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明 L E D 化、中羽立公園施設長寿命化計画策定業務委託

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：総額 1,000 千円（計画策定業務委託料 9,658 千円を除く）

⑤使用目標年数

R8 年度中に策定を予定する中羽立公園施設長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

3-6 アスリートメモリアルセンター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

アリーナとトレーニングセンターを有する施設で、町外利用者も多く需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、長寿命化を図ります。長寿命化計画は、中羽立公園の各施設について一体的に策定するものとして、R8 年度に計画策定業務を委託します。

②施設の状態

- ・アリーナの腰壁及び巾木に部分的な劣化

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：中羽立公園施設長寿命化計画策定業務委託

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：なし（計画策定業務委託料 9,658 千円を除く）

⑤使用目標年数

R8 年度中に策定を予定する中羽立公園施設長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

3-7 弓道場

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

年齢に関係各他の占める武道場として、高校生等の練習にも利用されるなど需要も高いため、継続的に予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・全体的な塗装の劣化
- ・外壁サイディングに部分的な破損
- ・外壁目地のシーリングに効果及び破断
- ・シャッターに著しい腐食
- ・和室天井に著しい汚れ

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：照明 L E D 化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：500 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

3-8 艇庫

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

愛好者のために町が無償で艇庫を貸出しているが、八郎湖の水質改善が進まないほか、関係人口が減少していることもあり、事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・屋根鉄板の塗装が塗替え必要な程度に損耗
- ・外壁鉄板に錆
- ・入口シャッターに錆

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

3-9・10 B & G 海洋センター（プール、更衣室）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

学校の授業や子どもたちの娯楽としての利用のほか、健康増進を目的とした町民の利用も多く需要が高いため、R5 年度に上屋鉄骨の塗装塗替えを行うなど、大規模な改修工事を実施しています。引き続き、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・プール外周のネットフェンスに錆
- ・入口階段のタイルに剥離
- ・屋根庇の鉄部に腐食
- ・外壁仕上部分に汚れ、亀裂及び剥離等の劣化
- ・シャッターに錆
- ・内壁ジョイント部分等に汚れ及び剥離
- ・天井塗装材に剥離
- ・プール函体に塗装の剥離等著しい劣化

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：照明 L E D 化

R 9 年度以降：プール函体の塗装、屋根及び外壁の改修

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：1,213 千円

R 9 年度以降：30,000 千円

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

(4) 学校教育系施設

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
1	八郎潟小中併設校校舎	4,861.00	H9	28	R C	教育課	夜叉袋字大嶋田 107
2	八郎潟小中併設校屋内運動場	2,272.00	H11	26	R C	教育課	夜叉袋字大嶋田 107
3	八郎潟小中併設校武道場	732.00	H12	25	木造	教育課	夜叉袋字大嶋田 107
4	学校給食調理場	496.00	R 1	6	S	教育課	夜叉袋字大嶋田 107
	計	8,361.00					

※ S : 鉄骨 R C : 鉄筋コンクリート S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート

4-1 八郎潟小中併設校校舎

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

小中併設校として小学校から中学校までの義務教育を実施する施設であり、内装やG I G A スクール構想関連の改修のほか、長寿命化改良工事を実施しています。引き続き、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

修繕及び改修等の実施に係る計画等については、下に示すほか、八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）において決定します。

②施設の状態

- ・教室のエアコンに動作不良か所
- ・エレベータの老朽化

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：特別教室等エアコン更新工事

R 11 年度以降：エレベーターリニューアル工事

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：9,000 千円

R 11 年度以降：32,330 千円

⑤使用目標年数

八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

4-2 八郎潟小中併設校屋内運動場

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

施設一体型の小中併設校として小学校から中学校までの義務教育を実施する施設の屋内運動場であり、長寿命化改良工事を実施しています。引き続き、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

修繕及び改修等の実施に係る計画等については、下に示すほか、八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）において決定します。

②施設の状態

- ・屋体等に防火戸に動作不良
- ・排煙窓のワイヤー機構故障による開閉不良

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：排煙窓修繕工事

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：4,720 千円

⑤使用目標年数

八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

4-3 八郎潟小中併設校武道場

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

施設一体型の小中併設校として小学校から中学校までの義務教育を実施する施設の武道場であり、長寿命化改良工事のほか、床補修等の改修工事を実施しています。引き続き、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

修繕及び改修等の実施に係る計画等については、下に示すほか、八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）において決定します。

②施設の状態

- ・暖房設備の動作不良

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：暖房設備の更新

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：650 千円

⑤使用目標年数

八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

4-4 学校給食調理場

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

施設一体型の小中併設校として小学校から中学校までの義務教育を実施する施設の武道場であり、長寿命化改良工事のほか、床補修等の改修工事を実施しています。引き続き、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

修繕及び改修等の実施に係る計画等については、下に示すほか、八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）において決定します。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

八郎潟町学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

(5) 子育て支援施設

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地
1	通園バス車庫	30.00	H5	32	木造	健康福祉課	大道 89
2	(旧) 幼稚園園舎	1,193.00	H3	34	木造	健康福祉課	家ノ後 1-1
3	(旧) 幼稚園物置	17.00	H4	33	木造	健康福祉課	家ノ後 1-1
4	三倉鼻児童館	56.29	H17	20	木造	健康福祉課	真坂字三倉鼻 78-4
5	羽立児童館	76.70	S48	52	木造	健康福祉課	字中田 261-2
6	昼根下児童館	77.76	S49	51	木造	健康福祉課	上昼根 273-2
7	7・8 区児童館	79.49	S51	49	木造	健康福祉課	家ノ後 7-1
8	1・2・3 区児童館	84.99	S52	48	木造	健康福祉課	中久保 102
9	真坂児童館	85.01	S53	47	木造	健康福祉課	真坂字石塚 175-2
10	9・10 区児童館	81.70	S54	46	木造	健康福祉課	中嶋 336-2
11	31・32 区児童館	81.70	S56	44	木造	健康福祉課	中嶋 64
12	夜叉袋児童館	81.70	S57	43	木造	健康福祉課	夜叉袋字一本木 3-1
13	11・12・13 区児童館	81.70	S58	42	木造	健康福祉課	中嶋 30
14	小池児童館	153.19	H9	28	木造	健康福祉課	小池字中嶋 136
15	中央児童館	379.56	S61	39	S	健康福祉課	中嶋 336-60
	計	2,559.79					

※S：鉄骨 RC：鉄筋コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

5-1 通園バス車庫

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

認定こども園の通園バスのための車庫であり、建築後相当年数を経過しており著しい劣化や損耗が見られますが、大規模改修等は行わずに、バスの保管に必要な機能を維持できる範囲で事後保全を中心に管理を行い、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・屋根の軒先鉄板に腐食及び破損
- ・外壁鉄板に腐食
- ・内壁ボードに著しい汚れ及び破損
- ・天井ボードに広範囲な剥落

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

5-2・3 (旧) 幼稚園舎、同物置

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

旧八郎潟幼稚園舎を認定こども園の3歳以上児の教育・保育に使用しているもので、将来的には、同認定こども園の3歳未満児の保育を行う施設との統合が検討されています。普通財産である本施設は、無償で借り受けるこども園の設置者からの申請を受けて、町は修繕や改修等に対する助成を行っており、認定こども園の設置者と連携して予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、適正な教育・保育環境の維持に努めます。

②施設の状態

- ・園舎屋根防水シートから複数の雨漏り
- ・園舎外壁塗装の浮き及び剥落
- ・園舎屋外スピーカー及び給油タンクに腐食
- ・園舎天井ボードに複数の雨漏りシミ
- ・便所及び洗面台に排水不良による水漏れ
- ・園舎排水管に木の根が原因とみられる排水不良
- ・物置屋根鉄板に錆
- ・物置外壁の塗装に汚れ及び劣化

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後50年まで使用することを目標とします。

5-4～14 地域児童館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

地域の児童や住民が徒歩圏内で気軽に集うことができる集会施設であり、建築後相当年数を経過しています。すでに使用目標年数を過ぎた施設もあり、劣化や損耗が見られますが、大規模改修は行わずに、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数のさらなる延伸を図ります。

②施設の状態

5-4 三倉鼻児童館

- ・敷地南側ネットフェンスに著しい損耗及び錆
- ・玄関付近手摺に塗装の剥離

5-5 羽立児童館

- ・灯油タンクに錆
- ・外壁サイディング及び鉄部に部分的な錆
- ・テラスの屋根及び柱が腐食し、著しい劣化
- ・玄関戸の建付け不良
- ・内装フローリングに著しい汚れ

5-6 昼根下児童館

- ・外壁サイディングに剥落及び錆
- ・基礎床下管機構廻りに破損
- ・内部建具建付けに複数の不良か所
- ・玄関に浸水によるシミ

5-8 1・2・3区児童館

- ・基礎コンクリートに亀裂
- ・内装襖に剥がれ
- ・和室、台所の壁及び天井等に汚れ

5-9 真坂児童館

- ・屋根庇軒天に塗装の剥がれ
- ・外壁サイディングに錆
- ・基礎コンクリートに亀裂
- ・玄関戸の建付け不良
- ・和室天井にシミ

5-10 9・10区児童館

- ・屋根庇及び破風部分に錆
- ・外壁サイディングに錆
- ・天井・内壁等に汚れ及びクロスの剥がれ

5-11 31・32区児童館

- ・壁付街頭に腐食による不良
- ・玄関庇軒天に塗装の剥離
- ・外壁サイディングに錆
- ・玄関戸のガラスに割れ
- ・天井に汚れ

5-12 夜叉袋児童館

- ・屋根水切りに破損及び腐食
- ・外壁サイディングに錆
- ・基礎コンクリートに亀裂
- ・和室の壁クロスに剥離

5-13 11・12・13区児童館

- ・屋根水切りに破損及び腐食
- ・外壁サイディングに錆及び著しい塗装の劣化
- ・基礎コンクリートに亀裂

5-14 小池児童館

- ・外壁材に汚れ及び塗装の剥離

③修繕及び改修等の実施計画

R 9年度以降：児童館 11 施設の照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9年度以降：児童館 11 施設の総額 2,024 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

5-15 中央児童館

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

児童館事業及び放課後児童クラブを実施する児童厚生施設であり、児童福祉の推進に重要な役割を果たす施設です。建築後相当年数を経過しており、著しい劣化や損耗が見られますが、予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応するとともに、放課後児童クラブの実施場所を含めて長寿命化改良の必要性を検討します。

②施設の状態

- ・玄関付近アスファルトに亀裂
- ・外壁サイディングに著しい汚れ
- ・内装建具各所にいたみ及び汚れ
- ・内壁各所に汚れ及び破損
- ・遊戯室天井断熱材にシミ及び汚れ
- ・コウモリの糞により換気扇の一部が使用不可
- ・トイレ暖房用パネルヒーターに動作不良
- ・コンセントの一部が取付け不良
- ・外部分電盤ボックスに腐食

③修繕及び改修等の実施計画

R 9年度以降：照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9年度以降：546 千円

⑤使用目標年数

建築後 60 年まで使用することを目標とし、長寿命化改良の必要性を検討します。

(6) 保健・福祉施設

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地
1	寿山荘	208.68	S47	53	木造	健康福祉課	中久保 27
2	弁天荘	207.36	S52	48	木造	健康福祉課	夜叉袋字沖谷地 300
3	老人福祉センター	635.58	H2	35	R C	健康福祉課	家ノ後 23-3
4	老人福祉センター車庫	81.00	H2	35	木造	健康福祉課	家ノ後 23-3
5	保健センター	828.00	H3	34	R C	健康福祉課	大道 84
6	保健センター車庫	29.81	H4	33	木造	健康福祉課	大道 84
	計	1,990.43					

※S：鉄骨 R C：鉄筋コンクリート S R C：鉄骨鉄筋コンクリート

6-1・2 寿山荘、弁天荘

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

老人憩の家の利用者が減少する中で、計画期間中に使用目標年数を超過する本施設については、機能維持の必要性を含めた総合的な見通しを検討する必要があります。今後は、大規模改修等を行わずに、簡易な予防保全を中心として事後保全にも柔軟に対応することで、安全に使用できる年数の延伸を図ります。

②施設の状態

6-1 寿山荘

- ・屋根軒天に塗装の剥がれ
- ・換気ガラリに剥がれ
- ・基礎の複数か所に亀裂
- ・女子脱衣所の床に沈下
- ・管理人室の床にきしみ
- ・和室の上敷きに著しい損耗
- ・和室天井材に複数のめくれ
- ・壁クロスに汚れ及び剥がれ

6-2 弁天荘

- ・外壁材木部に塗装の劣化
- ・玄関ポーチ土間及び基礎の複数か所に亀裂
- ・建具サッシに取付け不良か所
- ・作業室の床にきしみ
- ・和室の上敷きに著しい損耗
- ・壁クロスに汚れ及び剥がれ
- ・換気扇のフードに複数の鳥の巣
- ・南側外灯に腐食による点灯不良

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：上記 2 施設の照明 L E D 化、寿山荘屋根塗装工事

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：総額 5,566 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

6-3 老人福祉センター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

社会福祉に関する地域の拠点として、社会福祉協議会が使用する施設であり、大規模改修の実施を検討するとともに、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・床の複数か所が沈下し、亀裂も発生
- ・食堂及び娯楽室の天井に複数の雨漏り

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

6-4 老人福祉センター車庫

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

社会福祉協議会が管理・使用する車庫であり、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・外壁鉄部に部分的な腐食
- ・内装材ボードに汚れ及びシミ

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

6-5 保健センター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

健康寿命の延伸を目的とした事業や各種教室等を開催する拠点施設であり、大規模改修の実施を検討するとともに、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・ボイラー煙突に腐食
- ・外壁庇に塗装の剥離及び亀裂
- ・相談室エアコンに動作不良
- ・身障者用トイレの老朽化による故障

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：身障者用トイレ修繕工事、照明 LED 化、調理室エアコン設置工事

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：総額 8,845 千円

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

6-6 保健センター車庫

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

保健センターに隣接する車庫であり、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・外壁の塗装部分に劣化
- ・外壁北側のサイディングに破損

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

(7) 行政系施設

No.	施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所在地
1	戸村土地改良区事務所	114.54	H1	36	R C	総務課	小池字中嶋 142
2	八郎潟町役場庁舎	2,353.01	R3	4	R C S	総務課	大道 80
3	第1分団詰所	33.00	S57	43	木造	住民生活課	一日市 165
4	第2分団詰所	38.00	S57	43	木造	住民生活課	中嶋 351
5	第3分団詰所	33.00	S57	43	木造	住民生活課	夜叉袋字一本木 3-2
6	第4分団詰所	33.00	S57	43	木造	住民生活課	真坂字南真坂 8
7	第5分団詰所	33.00	S57	43	木造	住民生活課	浦大町字天道田 13-1
8	第6分団詰所	35.17	S58	43	木造	住民生活課	川崎字高田 312
9	第7分団詰所	38.00	S58	43	木造	住民生活課	昼根下 164-1
10	一日市コミュニティ 防災センター	440.54	S56	47	R C	住民生活課	家ノ後 6-1
11	除雪センター	136.08	H1	36	木造	建設水道課	夜叉袋字中羽立 4-2
12	公用車庫(庁舎北側10台)	161.04	S58	42	木造	総務課	大道 80
13	公用車庫 (除雪車、町民バス用)	49.68	S54	46	木造	総務課	大道 80
14	公用車庫(スライダース式)	86.95	H5	32	木造	総務課	大道 80
	計	3,585.01					

※S：鉄骨 R C：鉄筋コンクリート S R C：鉄骨鉄筋コンクリート

7-1 戸村土地改良区事務所

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

平成27年度に旧小池農業集落施設を改築して貸し付けを行う普通財産であり、大規模改修の実施を検討するとともに、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

・敷地周囲のフェンスに錆及び格子の破損

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後80年まで使用することを目標とします。

7-2 八郎潟町役場庁舎

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

令和4年3月に竣工し、令和5年度に新庁舎用駐車場及び隣接している避難施設の農村環境改善センターへの連絡通路を整備した施設で、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後80年まで使用することを目標とします。

7-3～9 消防第1～7分団詰所

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

各地域に分散する消防団の拠点施設であり、建築後相当年数を経過しているため損耗か所も多い状態ではありますが、大規模改修等は行わずに予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

7-3 第1分団詰所

- ・建物前コンクリートたたきに亀裂及び剥離
- ・屋根の破風鉄板に錆
- ・屋根の軒裏に剥がれ
- ・外壁サイディングに汚れ及び剥離
- ・シャッターに錆
- ・車庫内の土間コンクリートに亀裂

7-4 第2分団詰所

- ・建物前コンクリートたたきに亀裂及び剥離
- ・外壁の水切部分に亀裂
- ・シャッターに錆
- ・車庫天井のボード継ぎ目に剥がれ

7-5 第3分団詰所

- ・建物前コンクリートたたきに亀裂及び剥離
- ・屋根の軒裏に剥がれ
- ・外壁の水切部分に錆
- ・基礎コンクリートに亀裂
- ・シャッターに錆

7-6 第4分団詰所

- ・屋根の水切部分に錆
- ・外壁の水切部分に錆
- ・基礎コンクリートに亀裂
- ・シャッターに錆
- ・車庫内の土間コンクリートに亀裂

7-7 第5分団詰所

- ・西側外壁サイディングに凹み
- ・シャッターに錆
- ・車庫内の土間コンクリートに亀裂

7-8 第6分団詰所

- ・建物前コンクリートたたきに亀裂及び剥離
- ・屋根軒先の水切部分に著しい腐食
- ・外壁サイディングに錆
- ・車庫入り口の柱に腐食
- ・シャッターに錆
- ・便所の水回りに不良か所
- ・換気扇のフードに破損

7-9 第7分団詰所

- ・建物前コンクリートたたきに亀裂及び剥離
- ・外壁鉄板の水切部分に錆
- ・シャッターに錆

③修繕及び改修等の実施計画

R 9年度以降：詰所7施設の照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9年度以降：詰所7施設の総額 3,960 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

7-10 一日市コミュニティ防災センター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

災害対策等に重要な役割を果たす防災拠点施設であり、建築後相当年数を経過していますが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・玄関アプローチの土間と階段に亀裂及び破損
- ・灯油保管庫の外壁に腐食
- ・外壁の塗装に剥がれ
- ・シャッターに錆
- ・内装の壁クロスに汚れ及び剥離
- ・FFストーブ1台に故障

③修繕及び改修等の実施計画

R 8年度：照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8年度：3,696 千円

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

7-11 除雪センター

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

大型除雪機械を保管するための車庫であり、屋根及び外壁を改修するなど計画的な維持管理に努めています。引き続き、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所無し

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：225 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

7-12 公用車車庫（庁舎北側 10 台）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

継続的に使用している公用車の車庫ではありますが、建築後相当の年数を経過して損傷が著しいことから、R8 年度に取壊しを行います。本車庫を取壊した後の土地の利活用については、周辺一帯の整備方針とともに検討することとします。

②施設の状態

- ・車庫全体に著しい錆、腐食及び部材の剥落
- ・すべてのシャッターに著しい腐食
- ・一部のシャッターに開閉不良

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：解体工事

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：3,564 千円

⑤使用目標年数

R8 年度早期に解体します。

7-13 公用車車庫（除雪車、町民バス用）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

大型除雪機械及びを保管するための車庫であり、建築後相当の年数を経過していますが、大規模改修等は行わずに事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図るとともに、周辺一帯の整備方針とともに機能移転等を検討することとします。

②施設の状態

- ・屋根の破風包み鉄板に破損及び腐食
- ・外壁鉄板の水切部分に錆及び破損
- ・内装の壁ボードに複数の破損

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

7-14 公用車車庫（スライダー式）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公用車の車庫であり、庁舎建設に伴う道路拡幅のために一部除却しています。建築後相当の年数を経過していますが、大規模改修等を行わずに事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図るとともに、周辺一帯の整備方針とともに機能移転等を検討することとします。

②施設の状態

- ・屋根鉄板の水切部分に錆
- ・シャッター枠の一部に破損

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

(8) 公営住宅

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
1	上昼根住宅 6-1・2	168.20	H6	31	木造	建設水道課	家ノ後 153-7
2	上昼根住宅 6-3・4	168.20	H6	31	木造	建設水道課	家ノ後 153-9
3	上昼根住宅 6-5・6	168.20	H6	31	木造	建設水道課	家ノ後 153-11
4	上昼根住宅 6-7・8	168.20	H6	31	木造	建設水道課	家ノ後 153-6
5	上昼根住宅 6-9・10	168.20	H6	31	木造	建設水道課	家ノ後 153-8
6	上昼根住宅 7-1・2	168.20	H7	30	木造	建設水道課	家ノ後 153-10
7	上昼根住宅 7-3・4	168.20	H7	30	木造	建設水道課	家ノ後 153-12
8	上昼根住宅 8-1・2	168.20	H8	29	木造	建設水道課	家ノ後 153-14
9	上昼根住宅 8-3・4	168.20	H8	29	木造	建設水道課	家ノ後 153-15
10	上昼根住宅 8-5・6	168.20	H8	29	木造	建設水道課	家ノ後 153-17
11	上昼根住宅 9-1・2	156.20	H9	28	木造	建設水道課	家ノ後 123-47
12	上昼根住宅 9-3・4	156.20	H9	28	木造	建設水道課	家ノ後 123-47
13	上昼根住宅 10-1・2	156.20	H10	27	木造	建設水道課	家ノ後 123-46
14	上昼根住宅 11-1・2	156.20	H11	26	木造	建設水道課	家ノ後 123-48
15	上昼根住宅 12-1・2	156.20	H12	25	木造	建設水道課	家ノ後 123-54
16	上昼根住宅 13-1・2	156.20	H13	24	木造	建設水道課	家ノ後 153-18
17	上昼根住宅 14-1・2	156.20	H14	23	木造	建設水道課	家ノ後 123-50
18	羽立住宅 1-1・2	145.00	H1	36	木造	建設水道課	中田 269
19	羽立住宅 1-3・4	145.00	H1	33	木造	建設水道課	中田 269
20	羽立住宅 2-1・2	136.80	H2	35	木造	建設水道課	中田 269
21	羽立住宅 2-3・4	136.80	H2	35	木造	建設水道課	中田 269
22	羽立住宅 3-1・2	136.80	H3	34	木造	建設水道課	中田 269
23	羽立住宅 3-3・4	136.80	H3	34	木造	建設水道課	中田 269
24	羽立住宅 3-5・6	136.80	H3	34	木造	建設水道課	中田 269
25	羽立住宅 4-1・2	145.00	H4	33	木造	建設水道課	中田 269
26	羽立住宅 4-3・4	136.80	H4	33	木造	建設水道課	中田 269
27	羽立住宅 4-5・6	136.80	H4	33	木造	建設水道課	中田 269
28	家の後住宅 62-1	66.50	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-3
29	家の後住宅 62-3	66.50	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-3
30	家の後住宅 62-4	66.50	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-3
31	家の後住宅 62-5	70.40	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-4
32	家の後住宅 62-6	70.40	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-4
33	家の後住宅 62-7	70.40	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-4
34	家の後住宅 62-8	70.40	S 62	38	木造	建設水道課	家ノ後 10-4
35	家の後住宅 63-1	66.50	S 63	37	木造	建設水道課	家ノ後 10-3

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
36	家の後住宅 63-2	66.50	S 63	37	木造	建設水道課	家ノ後 10-3
37	家の後住宅 15	67.80	H15	25	木造	建設水道課	家ノ後 10-3
38	まちなか中央住宅 60-1	62.90	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-9
39	まちなか中央住宅 60-2	62.90	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-10
40	まちなか中央住宅 60-3	62.90	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-11
41	まちなか中央住宅 60-4	62.90	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-12
42	まちなか中央住宅 60-5	62.90	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-13
43	まちなか中央住宅 60-6	62.90	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-14
44	まちなか中央住宅 60-7	66.20	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-15
45	まちなか中央住宅 60-8	66.20	S 60	40	木造	建設水道課	家ノ後 40-16
46	まちなか中央住宅 61-1	66.20	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-17
47	まちなか中央住宅 61-2	66.20	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-18
48	まちなか中央住宅 61-3	62.90	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-19
49	まちなか中央住宅 61-4	62.90	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-20
50	まちなか中央住宅 61-5	61.70	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-21
51	まちなか中央住宅 61-6	61.70	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-22
52	まちなか中央住宅 61-7	61.70	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-23
53	まちなか中央住宅 61-8	61.70	S 61	39	木造	建設水道課	家ノ後 40-24
54	川崎住宅 57-1	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
55	川崎住宅 57-1 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
56	川崎住宅 57-2	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
57	川崎住宅 57-2 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
58	川崎住宅 57-3	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
59	川崎住宅 57-3 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
60	川崎住宅 57-4	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
61	川崎住宅 57-4 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
62	川崎住宅 57-5	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
63	川崎住宅 57-5 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
64	川崎住宅 57-6	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
65	川崎住宅 57-6 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
66	川崎住宅 57-7	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
67	川崎住宅 57-7 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
68	川崎住宅 57-8	58.80	S 57	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
69	川崎住宅 57-8 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
70	川崎住宅 58-1	59.60	S 58	43	木造	建設水道課	川崎字高田 230
71	川崎住宅 58-1 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
72	川崎住宅 58-2	59.60	S 58	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
73	川崎住宅 58-2 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
74	川崎住宅 58-3	59.60	S 58	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
75	川崎住宅 58-3 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
76	川崎住宅 58-4	59.60	S 58	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
77	川崎住宅 58-4 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
78	川崎住宅 58-5	59.60	S 58	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
79	川崎住宅 58-5 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
80	川崎住宅 58-6	59.60	S 58	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
81	川崎住宅 58-6 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
82	川崎住宅 58-7	59.60	S 58	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
83	川崎住宅 58-7 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
84	川崎住宅 59-1	60.90	S 59	42	木造	建設水道課	川崎字高田 230
85	川崎住宅 59-1 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
86	川崎住宅 59-2	60.90	S 59	41	木造	建設水道課	川崎字高田 230
87	川崎住宅 59-2 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
88	川崎住宅 59-3	60.90	S 59	41	木造	建設水道課	川崎字高田 230
89	川崎住宅 59-3 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
90	川崎住宅 59-4	60.90	S 59	41	木造	建設水道課	川崎字高田 230
91	川崎住宅 59-4 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
92	川崎住宅 59-5	60.90	S 59	41	木造	建設水道課	川崎字高田 230
93	川崎住宅 59-5 (物置)	4.95	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
94	川崎住宅 8 号	61.20	H8	29	木造	建設水道課	川崎字高田 230
95	川崎住宅 8 号 (物置)	4.95	H7	30	木造	建設水道課	川崎字高田 230
96	中嶋住宅 17-1・2	197.58	H29	8	木造	建設水道課	中嶋 62-1
97	中嶋住宅 17-3・4	197.58	H29	8	木造	建設水道課	中嶋 62-1
98	中嶋住宅 19-1・2	197.58	R 1	6	木造	建設水道課	中嶋 46-1
99	中嶋住宅 19-3・4	197.58	R 1	6	木造	建設水道課	中嶋 46-4
100	中嶋住宅 19-5・6	197.58	R 1	6	木造	建設水道課	中嶋 46-5
101	中嶋住宅 19-7・8	197.58	R 1	6	木造	建設水道課	中嶋 46-6
102	中嶋住宅 20-1・2	197.58	R 2	5	木造	建設水道課	中嶋 46-7
103	中嶋住宅 20-3・4	197.58	R 2	5	木造	建設水道課	中嶋 46-8
	計	8,802.59					

※ S : 鉄骨 R C : 鉄筋コンクリート S R C : 鉄骨鉄筋コンクリート

8-1～17 上昼根住宅

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公営住宅の管理等については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画及び八郎潟町公営住宅跡地等活用方針に基づき、計画的な適正化の推進に努めます。大規模改修は行いませんが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に示すとおり

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

8-18～27 羽立住宅

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公営住宅の管理等については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画及び八郎潟町公営住宅跡地等活用方針に基づき、計画的な適正化の推進に努めます。大規模改修は行いませんが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に示すとおり

③修繕及び改修等の実施計画

R 8 年度：屋根塗装工事

R 15 年度以降：20 戸を用途廃止予定（解体等については未定）

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8 年度：1,484 千円

R 15 年度以降：用途廃止 20 戸を解体する場合の事業費 21,800 千円

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

8-28～37 家の後住宅

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公営住宅の管理等については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画及び八郎潟町公営住宅跡地等活用方針に基づき、計画的な適正化の推進に努めます。大規模改修は行いませんが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に示すとおり

③修繕及び改修等の実施計画

R 14 年度まで：3 戸を用途廃止予定（解体等については未定）

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 14 年度まで：用途廃止 3 戸を解体する場合の事業費 3,180 千円

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

8-38～53 まちなか中央住宅

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公営住宅の管理等については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画及び八郎潟町公営住宅跡地等活用方針に基づき、計画的な適正化の推進に努めます。大規模改修は行いませんが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に示すとおり

③修繕及び改修等の実施計画

R15年度以降：16戸を建替え予定

④修繕及び改修等に要する概算費用

R15年度以降：167,840千円

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

8-54～95 川崎住宅

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公営住宅の管理等については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画及び八郎潟町公営住宅跡地等活用方針に基づき、計画的な適正化の推進に努めます。大規模改修は行いませんが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に示すとおり

③修繕及び改修等の実施計画

R14年度まで：21戸の用途廃止及び解体を予定

④修繕及び改修等に要する概算費用

R14年度まで：19,320千円

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

8-96～103 中嶋住宅

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

公営住宅の管理等については、八郎潟町公営住宅等長寿命化計画及び八郎潟町公営住宅跡地等活用方針に基づき、計画的な適正化の推進に努めます。大規模改修は行いませんが、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に示すとおり

③修繕及び改修等の実施計画

R15年度以降：12戸を新規整備予定

④修繕及び改修等に要する概算費用

R15年度以降：244,680千円

⑤使用目標年数

八郎潟町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改修等の実施計画及び使用年数等を管理するものとします。

(9) 公園

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
1	塞ノ神農村公園（展望東屋）	84.50	H13	24	木造	産業課	浦大町字塞ノ神 171
2	塞ノ神農村公園（東屋）	20.70	H13	24	木造	産業課	浦大町字塞ノ神 171
3	塞ノ神農村公園（炊事場）	13.25	H13	24	木造	産業課	浦大町字塞ノ神 171
4	塞ノ神農村公園（トイレ）	46.40	H14	23	木造	産業課	浦大町字塞ノ神 171
5	川崎公園東屋	17.64	S58	42	木造	産業課	川崎字高田 312
	計	182.49					

※S：鉄骨 RC：鉄筋コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

9-1～4 塞ノ神農村公園

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

本公園の展望台からの眺めを想定した田んぼアートや、それに合わせたイベントの開催など、近隣住民による地域おこしなどに広く利用される公園であり、園内の建築物については計画的な予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- 9-1 塞ノ神農村公園（展望東屋）
 - ・1階ベンチの塗装に劣化
- 9-2 塞ノ神農村公園（東屋）
 - ・木部の塗装に劣化及び剥がれ
- 9-3 塞ノ神農村公園（炊事場）
 - ・排水桝の鉄蓋に腐食
- 9-4 塞ノ神農村公園（トイレ）
 - ・排水桝の鉄蓋に腐食

③修繕及び改修等の実施計画

R 8年度：炊事場及びトイレ照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 8年度：総額 528 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

9-5 川崎公園東屋

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

経年による劣化が広く見られますが、事後保全を中心に対応し、利用時の安全性に支障がある場合には、除却を検討することとします。

②施設の状態

- ・屋根鉄板に錆
- ・柱及び張りの塗装に劣化
- ・柱及び張りのプレキャストコンクリート部分に鉄筋の露出

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

(10) 供給処理施設

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
1	一般廃棄物直接搬入処分場 管理棟（事務室）	46.40	S52	48	木造	住民生活課	洲先 244
2	クリーンセンター（作業棟）	263.90	S52	48	R C	住民生活課	洲先 244
3	一般廃棄物最終処分場 （浸出水処理施設）	173.22	H5	32	R C	住民生活課	川口 567
4	一般廃棄物最終処分場 （スケールゲージ）	40.10	H5	32	R C	住民生活課	川口 567
5	行革燃焼炉	34.79	H7	30	S	住民生活課	洲先 244
	計	558.41					

※ S：鉄骨 R C：鉄筋コンクリート S R C：鉄骨鉄筋コンクリート

10-1 一般廃棄物直接搬入処分場管理棟（事務室）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

本施設の使用は粗大ごみの受付けや焼却灰の受入れ時に限られており、経年による劣化が広く見られますが事後保全を中心に対応し、使用に支障をきたす場合には、近隣の施設への機能移転を検討することとします。

②施設の状態

- ・屋根の鉄板に錆
- ・外壁サイディングの塗装に著しい劣化
- ・入口ステップ部分のコンクリートに破損

③修繕及び改修等の実施計画

R 9年度以降：照明LED化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9年度以降：396 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

10-2 クリーンセンター（作業棟）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

粗大ゴミ搬入物の整理作業場に使用するほか、環境保全に必要となる備品等を保管しており、建築後相当年数を経過していますが、大規模改修は行わずに、計画的な改修と予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・構造用鉄骨材および二次部材に腐食
- ・屋根下地に著しい汚れ

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

長寿命化改良工事を実施したうえで、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

10-3 一般廃棄物最終処分場（浸出水処理施設）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

最終処分場が利用可能な間は、本施設も利用することになるため、事後保全を中心に対応しますが、浸出水処理を行う機械設備の更新等が必要になるまでに、施設の廃止や閉鎖を含めた廃棄物の処理方針を検討する必要があります。

②施設の状態

- ・ 入口ゲートの鉄骨に腐食
- ・ 屋根の鉄板に錆
- ・ 出入口シャッター及びボックスに錆
- ・ 入口の鉄扉に錆
- ・ 内部の鉄骨に腐食

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 60 年まで使用することを目標とします。

10-4 一般廃棄物最終処分場（スケールゲージ）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

現在はスケールゲージとしての使用はなく、収納庫として活用する施設であり、大規模改修等を行わずに事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

- ・ 敷地周囲のフェンスに錆
- ・ 屋根の鉄部に錆及び複数か所の破損
- ・ 外壁の鉄板及び鉄骨部分に錆
- ・ 入口の鉄扉に錆

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 60 年まで使用することを目標とします。

10-5 行革燃焼炉

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

関係法令の基準に照らして使用できないものであり、除却を基本として時期を検討します。

②施設の状態

長期の放置により崩落状態

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

除却するものとして時期を検討します。

(11) その他

No.	施 設 名	延床面積 (㎡)	建築 年度	経過 年数	構造	所管課	所 在 地
1	八郎潟霊園東屋	19.80	H4	33	木造	住民生活課	夜叉袋字後谷地82
2	八郎潟霊園焼却場	9.00	H4	33	S	住民生活課	夜叉袋字後谷地82
3	高岳山いこいの森東屋	12.96	S54	46	木造	産業課	浦大町字盥沢地内
4	湖岸トイレ	48.65	H12	25	木造	産業課	川口 531-1
5	(旧) 八郎潟小学校校舎	4,074.00	S51	49	R C	総務課	大道 111
6	(旧) 八郎潟小学校給食室	181.00	S51	49	R C	総務課	大道 111
7	(旧) 八郎潟小学校物置(西側)	55.00	S51	49	木造	総務課	大道 111
8	(旧) 八郎潟小学校物置(東側)	13.00	H2	35	木造	総務課	大道 111
9	旧廣瀬産業建物	409.53	S52	48	S	総務課	蒲沼6番地3、6番地1、6番地4
	計	4,822.94					

※S：鉄骨 RC：鉄筋コンクリート SRC：鉄骨鉄筋コンクリート

11-1 八郎潟霊園東屋

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

経年による劣化が広く見られますが、事後保全を中心に対応し、利用時の安全性に支障がある場合には、除却を検討することとします。

②施設の状態

- ・建物全体の木部塗装に剥がれ及び腐食
- ・ベンチの複数か所に破損

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後50年まで使用することを目標とします。

11-2 八郎潟霊園焼却場

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

焼却場として使用はないため、除却を基本として時期を検討します。

②施設の状態

- ・屋根の仕上げ材に劣化
- ・外壁の塗装に劣化

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

除却するものとして時期を検討します。

11-3 高岳山いこいの森東屋

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

いこいの森は、史跡である浦城跡に続く登山道であり、観光名所でもある叢雲の滝付近の東屋については、秋田県森づくり税事業を活用して、登山道とともに整備や管理に取り組んでいます。今後も、計画的な予防保全を中心とした維持管理を行い、事後保全にも柔軟に対応することで、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

特段の修繕を要するか所なし

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

11-4 湖岸トイレ

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

八郎潟残存湖で釣りを楽しむ方々に利用されるトイレであり、利用者は年々減少していますが、事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図ります。

②施設の状態

・外壁サイディングの一部に破損

③修繕及び改修等の実施計画

R 9 年度以降：照明 LED 化

④修繕及び改修等に要する概算費用

R 9 年度以降：528 千円

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とします。

11-5 (旧) 八郎潟小学校校舎

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

空き校舎を書庫及び倉庫として活用しており、効果的な利活用方針の検討を継続します。大規模改修等は行わずに事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図りますが、建築後 60 年にせまる今計画期間中に、長寿命化改良工事を行うべきかを判断する必要があります。

②施設の状態

・屋上防水の全体に雨漏りを伴う著しい劣化
・屋根鉄板の全体に著しい錆
・外壁の全体に崩落の危険
・キュービクルの入替えが必要で高圧受電が不可能であるほか、冷暖房、水道等をはじめ施設に求められる機能の多くの部分に使用に耐えない支障

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 60 年まで使用することを目標とし、長寿命化すべきかを判断します。

11-6（旧）八郎潟小学校給食室

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

空き校舎と一体的に利活用方針の検討を継続し、同じく使用年数の延伸を図りますが、建築後 60 年にせまる今計画期間中に、長寿命化改良工事を行うべきかを判断する必要があります。

②施設の状態

- ・ 屋上防水の全体に雨漏りを伴う著しい劣化
- ・ 屋根鉄板の全体に著しい錆
- ・ 外壁の全体に崩落の危険
- ・ 電気がとれないほか、冷暖房、ガス、水道等をはじめ施設に求められる機能の多くの部分に使用に耐えない支障

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 60 年まで使用することを目標とし、長寿命化すべきかを判断します。

11-7（旧）八郎潟小学校物置（西側）

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

小中学校の備品等を収納しており、経年による著しい劣化が見られますが、収納物品の移動が完了するか、使用に際して看過できない危険が生じ得る状態となるまでの間は、事後保全を中心に維持管理を行い、使用年数の延伸を図ることとし、その後の除却を検討します。

②施設の状態

- ・ 屋根の全体に錆
- ・ 外壁の鉄板に著しい腐食
- ・ 西側の窓ガラスに破損
- ・ 玄関の引き戸に建付け不良

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 50 年まで使用することを目標とし、目標年数を経過した施設については、安全性等に配慮しながら、使用年数のさらなる延長を図ります。

11-9 旧廣瀬産業建物

①修繕及び改修等の優先順位の考え方

譲渡を受けた倉庫に町の備品を収納している施設で、大規模改修等は行わずに事後保全を中心に維持管理を行い、建築後 60 年にせまる今計画期間中に、長寿命化改良工事を行うべきかを判断する必要があります。

②施設の状態

- ・ 軽量鉄骨の柱に著しい腐食
- ・ 外壁サイディングに錆及び劣化

③修繕及び改修等の実施計画

なし

④修繕及び改修等に要する概算費用

なし

⑤使用目標年数

建築後 60 年まで使用することを目標とし、長寿命化すべきかを判断します。